たみまる太陽光クラブ運営規約

（目的）

第１条　たみまる太陽光クラブ（以下「本会」という）は、本会の会員が伊丹市内で太陽光発電設備を使用することで削減された温室効果ガス排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「Ｊ－クレジット制度」という）実施要綱（平成２５年４月１７日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づきＪ－クレジットとしてＪ－クレジット制度認証委員会（Ｊ－クレジット制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置した、Ｊ－クレジットの認証を行う委員会）より認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに販売することで、創出されたＪ－クレジットを地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に資することを目的とする。

（運営・管理）

第２条　本会の運営管理は伊丹市が行う。

（業務の内容）

第３条　会員は、第１条の規定する目的のために、次に掲げる業務を伊丹市に委託する。

（１）　Ｊ－クレジット認証委員会への事業計画の申請に係る業務

（２）　Ｊ－クレジット認証委員会への実績報告（Ｊ－クレジット認証申請）に係る業務

（３）　認証されたＪ－クレジットの換価に関する業務

（４）　地球環境の保全及び地球温暖化の防止に寄与する事業への活用に係る業務

（入会申込）

第４条　本会に入会しようとするものは、「たみまる太陽光クラブ入会申込書」（様式第１号）を伊丹市に提出するものとする。

（入会資格）

第５条　本会に入会しようとする者（法人を除く）は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（１）　「たみまる太陽光クラブ入会申込書」を提出した日の２年前の日以降に、太陽光発電設備を伊丹市内の住宅に設置している又は太陽光発電設備の追加的設備として蓄電池システム（初期実効容量が 1.0kWh 以上のものに限る）を設置していること。

（２）　伊丹市から依頼があった場合は、発電量等が表示できるエネルギー表示器により、「発電実績の報告」に同意・協力すること。

（３）　国内で行われている他の排出削減事業に参加していないこと。

（４）　太陽光発電設備を使用することによる自家消費分についての環境価値（温室効果ガ

ス排出量の削減効果=Ｊ－クレジット）を伊丹市へ無償譲渡すること。

（５）　発生したクレジットの寄附に対する税制上の減免措置について、伊丹市が特段の対応をしないことに同意すること。

（６）　発生したクレジットのモニタリングのため、太陽光発電設備の現物確認等、審査機関が実施する現地審査に同意・協力すること。

（実績報告）

第６条　会員は、伊丹市から実績報告の要請があった場合は、発電実績等を「たみまる太陽光クラブ実績報告書」（様式第２号）で伊丹市宛てに報告するものとする。

２　会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を伊丹市に報告しなければならない。

（１）　太陽光発電設備又は蓄電池が毀損若しくは滅失したとき。

（２）　太陽光発電設備又は蓄電池を処分（売却し、譲渡し、交換、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするとき。

（３）　太陽光発電設備又は蓄電池を増設しようとするとき。

（退会）

第７条　会員は、いつでも本会を退会することができる。この場合において、会員は、伊丹市に「たみまる太陽光クラブ退会届」（様式第３号）を提出するものとする。

２　伊丹市は、次に掲げる事項に該当する場合は、当該会員の退会措置を取ることができる。

（１）　第５条に定めた入会資格を喪失した場合

（２）　会員が本会の目的に著しくふさわしくない行動をとった場合

（会費）

第８条　本会の会費は、無料とする。

（会員資格の有効期間）

第９条　会員資格の有効期間は、Ｊ－クレジット制度の実施期間である令和１３（２０３１）年３月３１日までとする。ただし、Ｊ－クレジットの売却状況等、同制度に関する状況の変化等に応じて、本会の存続期間を適宜見直すこととする。

（情報等の取扱い）

第１０条　本会の運営によって得られた情報は、本会の業務遂行のためにのみ利用する。

（事務局）

第１１条　本会の事務局を伊丹市市民自治部グリーン戦略推進室グリーン戦略推進課に置

く。

附　則

（施行期日）

１　本規約は、　２０２１年１１月２６日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　本規約は、　２０２２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　本規約は、　２０２３年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　本規約は、　２０２６年４月１日から施行する。